

グリーン調達ガイドライン

三清ゴム工業株式会社

第四回改訂

制定	2006年 8月
第四回改訂	2019年10月11日
施行	2019年11月 1日
見直し・確認	2023年 8月 1日

目次

- 1.はじめに
2. グリーン調達目的
3. 適用範囲
4. 用語の定義
5. 規定管理物質
6. 取引先様に求める要件
7. 規定管理物質
8. お問い合わせ先

(別表) 禁止・監視管理物質リスト

1.はじめに

近年、持続可能な社会の構築には、環境保全が不可欠であるとの認識が世界的に高まっており、地球温暖化防止、資源循環、生物多様性保全などの取り組みがますます重要となってきました。また、化学物質に関しては、国内外で規制が強化されており、化学物質の適正な管理は、企業の社会的責任において強く求められています。

三清ゴム工業株式会社(以下、弊社)は、「地球環境保全」が今後の人類共通の重要課題であることを深く認識し、事業活動のあらゆる段階で地球環境の保全に配慮した活動に取り組んでおります。

特に製品に含有する化学物質に関しては、2006年に施行されたEUのRoHS指令をはじめREACH規則やPOPs条約等、国際的な法規制や社会的要求はますます厳しさを増しており弊社においてもその社会的責任を果たすために環境負荷の少ない部品や材料の調達に取り組んでおります。

その一環として、調達品に対する含有化学物質の基準を示した「グリーン調達基準」を制定しておりますが、この度、昨今の法規制や社会的要求に即した内容に改定した「三清ゴム工業グリーン調達基準第四回改訂」を発行いたしました。また社内体制として「環境負荷化学物質の三清管理体制」および「環境負荷物質の三清管理指針」を定め、明文化しました。

今後とも、取引先様とともに地球環境の保全に配慮したものづくりを推進してまいりたいと存じますので、取引先様におかれましては弊社の環境に関する考え方や取り組みにご理解頂き、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

三清ゴム工業株式会社

2. グリーン調達目的

グリーン調達は弊社環境方針に基づき、環境保全に積極的に取り組んでいる取引先様から、材料・部品・製品等を購入することにより、事業活動全体の環境負荷の低減を図り循環型社会形成の実現に寄与する。

3. 適用範囲

- i) 弊社製品の製造に消費される、原材料・化学薬品・補助材料・部品・梱包材
- ii) 弊社製品の製品委託製品、部分加工委託品

4. 用語の定義

1) RoHS指令 (EU)

RoHS指令 : Restriction of the use of certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment (特定有害物質使用禁止指令) の略。EU (欧州連合) が実施する有害物質規制を指す。2006年7月1日施行。EU域内で取り扱われる電気・電子機器製品について一部の例外「RoHS指令 (EU) 適用除外リスト」を除き、特定有害物質の使用を禁止する指令。

2) 均質材料

均質な材料とは、単一の部材の中で機械的 (切削、破碎、研削、研磨などの工程) に分離することができない単一素材を意味する。

3) 意図的添加

製品の材料に一定の特性を持たせるために添加することをいう。

4) 閾値 (しきいち)

製品または部品に含まれる化学物質がこの値 (閾値) を超えると含有と見なされる値で、均質な材料中の有害物質の最大許容濃度を意味する。

5) 不純物

天然素材中に含有され精製過程で除去できない物質、または合成反応の過程で生じ除去しきれない物質。

6) 含有

意図的に添加または含有することが明らかな場合は、含有量に係わらず含有と見なす。又、製造工程中に付着、混入することも含有となる。

含有量が閾値未満で意図的に添加していない場合は不純物と見なし非含有となる。

(亜鉛めっきクロメート処理、着色用の顔料は意図的使用なので含有。)

7) 含有部位

構成部品の中で調査対象物質が含有しているところ。

8) 素材

素材とは、それ以上分解できないことをいう。(樹脂・金属のアロイは素材とする)

9) REACH規則

EU(欧州連合)における化学物質の登録・評価・認可に関する規則で2007年6月1日に施行されました。規則の名称は(Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)のかしら文字をとってREACH(リーチ)と呼ばれています。

高懸念物質(SVHC)とはC(発がん性)、M(変異原性)、R(生殖毒性)、PBT(難分解性・生物蓄積性・毒性)、VPVB(極難分解性・極生物蓄積性)で人の健康環境に深刻な影響があると思われる化学物質。

10) chemSHERPA

経済産業省が主導して開発された、サプライチェーンにおける新たな製品含有化学物質情報伝達スキーム。従来スキームのAIS(成分情報)およびJGPSSI(遵法判断情報)を継承して一本化したもの。

11) JAMA/JAPIA統一データシート

日本自動車工業会、日本自動車部品工業会の化学物質の調査を統一するために標準化されたデータシート。

12) SDS

SDSとはSafety Data Sheetの略称で、日本語訳では安全データシートという。化学品(化学物質または混合物)を取り扱う人たちの安全性確保や環境の保護を目的とし、安全に使用するための情報を提供する資料。

以前は化学物質等安全データシート(Material Safety Data Sheet、略称MSDS)と呼ばれていたが、2012年4月に、国連GHS化学品の分類および表示に関する世界調和システムで規定されている略称のSDSに統一された。

JIS Z 7250が改訂され、JIS Z 7253:2012で標準化されている。

13) コンフリクトミネラル(紛争鉱物)

紛争地域において産出され、鉱物を購入することで現地の武装勢力の資金調達につながり、結果として当該地域の紛争に加担することが危惧される鉱物の総称。

特に、コンゴおよびコンゴに接する国々で採掘される、スズ・タンタル・タングステン・金の4種の鉱物を指す。又、JAPIAより調査・回答フォーマットを提供している。

5. 規定管理物質

1) 禁止・監視レベル

国内及び海外における以下の法規制を基に禁止・監視レベルを規定した。（別表）
弊社及び取引様の出荷製品、及び弊社に納入される部品、材料等では別表に示す規制内容を保証することが必要。

2) 日本における法規制ならびに規制対象

- ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下、化審法と略記）での第一種特定化学物質（製造、輸入禁止物質）
- ・「労働安全衛生法」（以下、労安法と略記）の第五十五条（製造等の禁止）で製造等が禁止される有害物質
- ・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（以下、オゾン層保護法と略記）での特定物質（HCFCを除く）
- ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下、化管法もしくはPRTR法と略記）による含有物質の管理及び情報提供の義務で対象となる物質
- ・「厚生労働省 化学物質の室内濃度の指針」による対象物質の管理

3) 海外における法規制、国際的条約ならびに規制対象

- ・「EU RoHS指令（Directive 2011/65/EU）；電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令」（以下、EU RoHS指令と略記）
- ・「EU REACH規則（Regulation(EC) No 1907/2006）；化学物質の登録、評価、認可及び制限REACH）に関する欧州議会及び理事会規則」のAnnex XVII（制限物質）（以下、EU REACH規則Annex XVIIと略記）
- ・「EU POPs規則（Regulation(EC) No 850/2004）；残留性有機汚染物質に関する欧州議会及び理事会規則」のAnnex I（以下、EU POPs規則 Annex Iと略記）
- ・「EU オゾン層破壊物質規則（Regulation(EC) No 1005/2009）；オゾン層破壊物質に関する欧州議会及び理事会規則」（以下、EU ODS規則と略記）
- ・「ドイツ 化学品禁止令（Chem VerbotsV）」（以下、ドイツ 化学品禁止令と略記）
- ・「デンマーク ホルムアルデヒド規制（No.289,22 June 1983）」（以下、デンマークホルムアルデヒド規制と略記）
- ・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（The Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer）」（以下、モントリオール議定書と略記）
- ・「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants）」（以下、POPs条約と略記）
- ・「米金融規制改革法上の紛争鉱物開示条項」（以下、コンフリクトミネラルと略記）

6. 取引先様に求める要件

i) 環境保全活動の推進

製品の設計・生産・調達又は包装を行っている工場、オフィスにおいて環境保全活動（ISO 14001等）の推進を行ってください。

ii) 環境負荷物質が少なく指定有害物質を含まない製品(包装材含)の設計・生産・調達

製品の設計・生産・調達において、RoHS指令、化審法、安衛法等で定められている禁止物質の非含有な製品の設計・生産・調達を行ってください。

iii) 化学物質含有量調査への協力体制

製品に含有している化学物質、製造工程で使用する化学物質の調査に対して速やかに回答して下さい。そのためには使用材料をSDSや材料証明書等で確認し、書類提出要求に対応できるようお願い致します。

iv) 不使用保証書・化学物質調査回答書提出の依頼

依頼した製品・材料が指定有害物質非含有の場合で、「不使用保証書」「指定ツール・フォーマットでの化学物質調査回答書」の提出依頼がある場合、速やかに提出出来るようお願い致します。又、不使用の維持管理を行って頂きます様お願い致します。

v) SDS（安全データシート）提出の依頼

新規採用計画品については、その都度「SDS：Safety Data Sheet（安全データシート）」またはそれに準ずる書類の提出をお願い致します。

又、法規制の改正や仕様の変更等によりSDSの改訂があった場合にも提出をお願い致します。

vi) 弊社及び弊社のお客様への納入品の梱包に関するお願い

- ① 梱包材は適切な代替品が無い場合を除き、ポリ塩化ビニールを使用しないで下さい。
- ② 緩衝材はできる限りプラスチック製品を避け、紙製を使用して下さい。
- ③ 袋は紙製、またはポリエチレン、ポリプロピレン等、再生用意なプラスチック材料を使用して下さい。

vii) 提出して頂いた情報の取り扱い

取引先様から知り得た情報は取引先様の了解なしに外部へ公表することは一切ありません。

7. ガイドラインの改訂

本ガイドラインは社会情勢の変化などにより必要に応じ改訂致します。

8. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは弊社まで（TEL：078-735-2408、
Fax：078-735-2294）またはメール【info@sp-sansei.com】までお願い致します。

(別表) 三清ゴム工業株式会社 禁止・監視管理物質リスト一覧

2016年6月1日作成

2019年10月11日改訂

2023年8月1日見直し・確認

※本リストに掲載されていない物質でも、条約・法・条例・業界指針などで個別に対象地域や製品、材料などにたいして規定されている場合は、それらも順守することとする。

No.	化学物質(群)名	規制内容	適用法令等
1	カドミウム及びその化合物	意図的使用禁止かつ 不純物での含有が100ppm未満	EU RoHS指令 EU REACH規則 AneexXVII
2	六価クロム化合物	意図的使用禁止かつ 不純物での含有が1000ppm未満	EU RoHS指令 EU REACH規則 AneexXVII
3	鉛及びその化合物	意図的使用禁止かつ 不純物での含有が1000ppm未満	EU RoHS指令 EU REACH規則 AneexXVII
4	水銀及びその化合物	意図的使用禁止かつ 不純物での含有が1000ppm未満	EU RoHS指令 EU REACH規則 AneexXVII
5	特定臭素系化合物 (PBBs、PBDE)	意図的使用禁止かつ不純物での含有 が1000ppm未満	EU RoHS指令 EU REACH規則 AnnexXVII EU POPs規則 AnnexI 化審法
6	フタル酸エステル類4種 (DEHP、BBP、DBP、DIBP)	意図的使用禁止かつ不純物での含有 が1000ppm未満	EU RoHS指令 EU REACH規則 AneexXVII
7	ポリ塩化ビフェニル (PCB)類	意図的使用禁止	POPs 条約 EU POPs 規則 Annex XVII 化審法
8	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が3以上)	意図的使用禁止	POPs 条約 EU POPs 規則 Annex XVII 化審法
9	ポリ塩化ターフェニル (PCT)類	意図的使用禁止	POPs 条約 EU POPs 規則 Annex XVII 化審法
10	ヘキサクロロベンゼン	意図的使用禁止	化審法
11	アルドリン	意図的使用禁止	化審法
12	ディルドリン	意図的使用禁止	化審法
13	エンドリン	意図的使用禁止	化審法
14	DDT	意図的使用禁止	化審法 ドイツ化学品禁止令
15	クロルデン	意図的使用禁止	化審法
16	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン	意図的使用禁止	化審法

17	2,4,6-トリターシャリーブチルフェノール	意図的使用禁止	化審法
18	トキサフェンス	意図的使用禁止	化審法
19	マイレックス	意図的使用禁止	化審法
20	ジコホル	意図的使用禁止	化審法
21	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	意図的使用禁止	化審法
22	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的使用禁止	化審法
23	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名OFOS)又はその塩	意図的使用禁止	EU POPs規制 AnnexI POPs条約 化審法
24	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名PFOSF)	意図的使用禁止	EU POPs規制 AnnexI 化審法 他
25	パーフルオロオクタン酸、またはペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	意図的使用禁止	EU POPs規制 AnnexI 化審法 他
26	ペンタクロロベンゼン	意図的使用禁止	POPs条約 化審法
27	α -ヘキサクロロシクロヘキサン	意図的使用禁止	化審法
28	β -ヘキサクロロシクロヘキサン	意図的使用禁止	化審法
29	γ -ヘキサクロロシクロヘキサン	意図的使用禁止	化審法
30	クロルデコン	意図的使用禁止	化審法
31	ヘキサプロモビフェニル	意図的使用禁止	POPs条約 化審法
32	テトラプロモジフェニルエーテル	意図的使用禁止	化審法
33	ペンタプロモジフェニルエーテル	意図的使用禁止	化審法
34	ヘキサプロモジフェニルエーテル	意図的使用禁止	化審法
35	ヘプタプロモジフェニルエーテル	意図的使用禁止	化審法
36	ヘキサプロモシクロドデカン	意図的使用禁止	EU POPs規則AnnexI POPs条約 化審法
37	黄燐	含有禁止	労安法
38	ベンジジン及びその塩	意図的使用禁止	EU REACH規制AnnexXVII 労安法
39	4-アミノジフェニル及びその塩	意図的使用禁止	EU REACH規制AnnexXVII 労安法
40	アスベスト類(石綿類)	含有禁止	EU REACH規制AnnexXVII 労安法

41	4-ニトロジフェニル及びその塩	意図的使用禁止	EU REACH規制AnnexXVII 労安法
42	ビス(クロロメチル)エーテル	意図的使用禁止	EU REACH規制AnnexXVII 労安法
43	ベータナフチルアミン及びその塩	意図的使用禁止	EU REACH規制AnnexXVII 労安法
44	エチレンオキシド	意図的使用禁止	PRTR法
45	クロロエチレン(塩化ビニル)	含有禁止	PRTR法
46	ダイオキシン類	意図的使用禁止	PRTR法
47	ヒ素及びその無機化合物	意図的使用禁止	PRTR法
48	1,3-ブタジエン	意図的使用禁止	PRTR法
49	2-プロモプロパン	意図的使用禁止	PRTR法
50	ベリリウム及びその化合物	意図的使用禁止	PRTR法
51	ベンジリジン=トリクロリド	意図的使用禁止	PRTR法
52	ベンゼン	意図的使用禁止	PRTR法
53	メトキサレン	意図的使用禁止	PRTR法
54	ホルムアルデヒド	意図的使用禁止かつ 気中濃度0.1ppm未満である こと	ドイツ化学品禁止令 PRTR法 厚生労働省指針
55	特定アミンを形成する アゾ染料、顔料	特定アミンとして30ppm未満である こと	EU REACH規則 AnnexXVII
56	オゾン層破壊物質 (HCFCを除く)	意図的使用禁止	モントリオール条約
57	放射性物質	含有禁止	
58	短鎖型塩化パラフィン (平均炭素数13.5以下)	意図的使用禁止	POPs条約
59	特定有機スズ化合物 (1) ビス(トリブチルスズ)=オキシド 3置換有機スズ化合物	1000ppm未満(スズ含有濃度)である こと	EU REACH規則 AnnexXVII 化審法
60	特定有機スズ化合物 (2) ジブチルスズ化合物	1000ppm未満(スズ含有濃度)である こと	EU REACH規則 AnnexXVII
61	特定有機スズ化合物 (3) ジオクチルスズ化合物	1000ppm未満(スズ含有濃度)である こと	EU REACH規則 AnnexXVII
62	59~61を除く有機スズ化合物	監視物質(要報告)	
63	フタル酸エステル類 (6に示す4種以外)	監視物質(要報告)	EU REACH規則 AnnexXVII
64	ニッケル化合物	監視物質(要報告)	EU REACH規則 AnnexXVII PRTR法

65	多環芳香族炭化水素(PAH)	1ppm未満であること	EU REACH規則 AnnexXVII
66	トルエン	監視物質(要報告)	厚生労働省 化学物質の室内濃度の指針
67	キシレン	監視物質(要報告)	厚生労働省 化学物質の室内濃度の指針
68	パラジクロロベンゼン	監視物質(要報告)	厚生労働省 化学物質の室内濃度の指針
69	エチルベンゼン	監視物質(要報告)	厚生労働省 化学物質の室内濃度の指針
70	スチレン	監視物質(要報告)	厚生労働省 化学物質の室内濃度の指針
71	クロルピリホス	監視物質(要報告)	厚生労働省 化学物質の室内濃度の指針
72	テトラデカン	監視物質(要報告)	厚生労働省 化学物質の室内濃度の指針
73	ダイアジノン	監視物質(要報告)	厚生労働省 化学物質の室内濃度の指針
74	アセトアルデヒド	監視物質(要報告)	厚生労働省 化学物質の室内濃度の指針
75	フェノバルブ	監視物質(要報告)	厚生労働省 化学物質の室内濃度の指針
76	2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル	監視物質(要報告)	PRTR法
77	三酸化ニアンチモン	監視物質(要報告)	PRTR法
78	2-イミダゾリジンチオン	監視物質(要報告)	PRTR法
79	N-シクロヘキシルチオフタルイミド	監視物質(要報告)	PRTR法
80	ジフェニルアミン	監視物質(要報告)	PRTR法
81	1, 3-ジフェニルグアニジン	監視物質(要報告)	PRTR法
82	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	監視物質(要報告)	PRTR法
83	デカブロモジフェニルエーテル	監視物質(要報告)	PRTR法
84	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1.1(3,7)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	監視物質(要報告)	PRTR法
85	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	監視物質(要報告)	PRTR法
86	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	監視物質(要報告)	PRTR法
87	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)垂鉛(別名ジラム)	監視物質(要報告)	PRTR法
88	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル) = ペルオキシド	監視物質(要報告)	PRTR法
89	ホウ酸垂鉛	監視物質(要報告)	PRTR法
90	過マンガン酸カリウム	監視物質(要報告)	PRTR法
91	2-メルカプトベンゾチアゾール	監視物質(要報告)	PRTR法
92	りん酸トリス(2-クロロエチル)	監視物質(要報告)	PRTR法

93	トリケシルホスフェート	監視物質(要報告)	PRTR法
94	トリフェニルホスフェート (リン酸トリフェニル)	監視物質(要報告)	PRTR法
95	ジベンジルエーテル	監視物質(要報告)	PRTR法
96	紛争地産鉱物	原則含有禁止	コンフリクトミネラル